明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令（財務二）　二
〔告　示〕
○店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件の一部を改正する件（金融庁一〇）　二
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務二九）　三
○日本国に帰化を許可する件（同三〇）　四
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（外務七〇、七一）　五
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件の一部を改正する件（同七二）　五
○登録免許税法第二十四条の四第一項の規定に基づく納付受託者の指定の件（厚生労働二〇）　六
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産二三六）　六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する告示（同二三七）　七
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第五十四条第二項において準用する同法第五十三条第一項の規定に基づき、同法第四十七条第一項の登録の更新を行った件（経済産業一〇）　八
○輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件（同一一）　八
○建設業法施行規則に基づく登録解体工事試験実施機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通七九）　九
○建設業法施行規則に基づく登録解体工事講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同八〇）　八
○解体工事業に係る登録等に関する省令に基づく登録試験の登録事項の変更の届出があった件（同八一）　八
○解体工事業に係る登録等に関する省令に基づく登録講習の登録事項の変更の届出があった件（同八二）　八
○都市計画に関する件（北陸地方整備局五）　九
〔国会事項〕
〔人事異動〕
最高裁判所　岐阜県　山口県　九
〔官庁報告〕
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（国土交通省最低賃金公示二）　九
〔地方自治事項〕　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係　九
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　二六

省令

○財務省令第二号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の規定を実施するため、外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月十日

財務大臣　加藤　勝信

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（船会社の事業収支に関する報告） **第二十七条**　本邦の船会社（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業又は同条第十項に規定する船舶貸渡業を営む会社をいう。）のうち本邦と外国との間及び外国相互間において当該事業を行う船会社は、毎月中における当該事業に伴う収支の状況について、別紙様式第四十七による報告書一通を作成し、翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の対居住者取引に係る収入の項目の額がいずれも百万円に満たない場合であって、かつ、対非居住者取引に係る収入の項目の額及び支出の項目の額がいずれも千米ドルに満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。 ２　［略］	（船会社の事業収支に関する報告） **第二十七条**　本邦の船会社（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業又は同条第七項に規定する船舶貸渡業を営む会社をいう。）のうち本邦と外国との間及び外国相互間において当該事業を行う船会社は、毎月中における当該事業に伴う収支の状況について、別紙様式第四十七による報告書一通を作成し、翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の対居住者取引に係る収入の項目の額がいずれも百万円に満たない場合であって、かつ、対非居住者取引に係る収入の項目の額及び支出の項目の額がいずれも千米ドルに満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。 ２　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。